

榛東村外国人英語指導助手配置業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、榛東村教育委員会（以下、「教育委員会」という）が外国人英語指導助手配置業務委託（以下、「業務委託」という）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により選定され教育委員会と業務委託契約を締結した者（以下、「受託者」という）が外国人英語指導助手（以下、「ALT」という）を配置し、榛東村における英語指導業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び榛東村個人情報保護条例等（令和4年条例第33号）の関連法令を遵守し、業務を行うこととする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）までとする。

4 業務場所

教育委員会が所管する榛東村立小学校2校、榛東村立中学校1校及び榛東村立幼稚園1園とする。

5 配置人数

ALT 2人

6 勤務日数及び時間等について

（1）履行期間のうち始業式から卒業式までの期間において、教育委員会が委託する配置日（おおむね210日程度）とし、原則として月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分まで（うち休憩時間60分）とする。ただし、学校や教育委員会の行事等により事前に双方の合意がある場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を勤務日とすることができる。

（2）休憩時間は、1日当たり1時間を超えない範囲で設ける。

(3) 勤務時間の割り振りは、教育委員会の指示によるものとする。また、必要に応じて、教育委員会と受託者が調整することにより柔軟に対応できるものとする。

(4) 勤務日及び勤務時間以外に業務を実施したときは、勤務日数及び勤務時間の中で調整することとする。

7 配置計画

(1) A L Tの配置は、榛東村立小学校に1名、榛東村立中学校に1名とする。

(2) 榛東村立小学校に配置したA L Tは、北小学校及び南小学校を受け持つこととする。

(3) 榛東村立小学校及び中学校に配置したA L Tは、必要に応じて幼稚園での指導を受け持つこととする。

(4) 具体的な年間の配置計画については、契約締結後に決定する。

8 受託者の主な業務

(1) 榛東村立小学校及び中学校へのA L T配置業務

(2) 上記の業務を円滑に履行するために必要な次の業務を行うこと。

ア A L Tに対する学習指導要領に基づく指導、カリキュラム等への理解、その他業務遂行に必要となる研修の実施

イ 教育委員会、学校及びA L Tの連絡調整

ウ A L Tの勤務管理及び教育委員会・学校との連絡調整等を担う担当コーディネーターの選任

エ コーディネーターによる学校訪問、A L Tの業務遂行状況の把握及び評価

オ 上記エについての報告及び第12項の報告書等の提出

カ A L Tの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の教育委員会及び学校の事前報告並びに必要により代理のA L Tの配置対応

キ A L Tが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置

ク A L Tへの指導方法等の助言及び教材作成業務支援

ケ A L Tに係る学校からの要望、苦情等への対応

コ 教育委員会がA L Tに依頼する研究会、研修会及び会議等への協力及び出席

サ 学校への定期的なヒアリング、アンケートの実施

9 ALTの業務内容

- (1) 各校長が編成した教育課程に基づく英語教育及び外国語活動
- (2) 英語教材作成、英語スピーチコンテスト及び英語教育に関する研究における指導
- (3) 特別活動及び総合的な学習の時間における指導
- (4) 給食、清掃時間等における児童生徒との交流及び英語指導
- (5) 校内研修での指導
- (6) 榛東村の英語教育、外国語活動の研修会等における指導
- (7) 第1号から第6号に付随又は関連する業務
- (8) その他榛東村が必要と認め、受託者が合意した業務

10 ALTの資格要件等

- (1) 母語が英語又は同等の英語力を有し、現代の標準的な発音、リズム及びイントネーションを身に付け、正確かつ適切に指導できる優れた語学力又は論理的に文章を構成する力を備えていること。
- (2) 大学卒業程度又はこれと同程度以上の能力を有する者であること。
- (3) 心身ともに健康であり、継続して業務を遂行できること。
- (4) 日本の生活及び学校教育に適応でき、外国語教育に対する関心と意欲を有すること。
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、協調して業務に従事できること。
- (6) 日常会話程度の日本語による意思疎通が可能であり、日本の文化及び習慣に理解と関心を有すること。
- (7) 通勤及び配置校間の移動を自ら行うことができること。
- (8) 職務専念義務及び守秘義務を履行できること。
- (9) 日本国で就労可能な在留資格を有しており、犯罪経歴がないこと。
- (10) 次に掲げる条件を満たしていることが望ましい。
 - ア 母国の教員免許及びTEFL、TESOL等の資格を有していること。
 - イ 日本の小中学校及び高等学校において、英語指導経験があること。

11 ALTの交替について

- (1) 配置されるALTについては、授業を適正に行い、国内の法令を遵守するとともに高い服務規律を守ることとし、受託者は、そのための適切な指導体制を構築すること。

- (2) 本業務委託を行う受託者は、配置されたALTの業務状況について、定期的に監督するものとする。
- (3) ALTが誠実に業務を遂行しない場合や、児童生徒、教員、教育委員会等との関係が円滑にいかない場合は、受託者が適宜指導を加えるものとする。指導後、改善の見込みがない場合は、教育委員会と協議の上、交替するものとする。

1 2 報告書等書類の提出について

- (1) ALTの名簿経歴書
ALTの氏名、国籍、勤務年数、勤務経験、経歴等を記載したものを勤務開始日の前日までに提出すること。
- (2) 労災掛金証明書及び採用前健康診断票
勤務開始日の前日までに提出すること。
- (3) 月別業務実施報告書
 - ア 本業務委託履行月の翌月10日までに提出すること。
 - イ 勤務日、巡回先の学校その他の必要な事項を記載することとする。
- (4) 業務完了報告書
本業務委託は年度ごとに報告し、当該年度の3月末日までに提出すること。
- (5) その他、教育委員会の求めに応じて、本業務委託に係る出勤証明、業務日誌等を作成し提出すること。

1 3 業務委託料の支払

- (1) 業務委託料は、受託者に対し、月毎の分割払いにより支払うものとする端数が生じたときは、各年度最終月の業務委託料により清算するものとする。
- (2) 業務委託料の支払は、前項第3号の月別実施報告書を検査し、適正に業務が履行されたと認めたときは、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。

1 4 受託に係る費用

受託者は、本業務委託の履行に係る一切の費用を負担するものとする。

1 5 留意事項

- (1) 学習指導要領等が変更されたときは、教育委員会は受託者と協議し、合意の上、変更事項への対応をすることとする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務委託の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(3) 秘密保持

受託者及びALTは、業務上知り得た秘密情報及び個人情報を第三者に漏らしてはならず、この義務は契約期間終了後も継続するものとする。

(4) 業務遂行中及び業務場所への移動中における事故について

ALTの業務場所への移動中の身体に係わる事故については、受託者の責任において一切の処理をするものとする。また、加害者となった場合は、受託者の責任において一切の処理をするものとする。

(6) 業務委託の実施上、受託者又はALTの責に期す理由により教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。

(7) 本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、教育委員会と受託者との協議の上、決定するものとする。

(8) 本事業の実施にあたっては、自治体の費用負担の軽減に配慮し、補助金等の活用やICT・AIの活用による業務効率化について検討すること。